

意見書案第12号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年に北朝鮮が日本人の拉致を認めてから、5人の被害者とその家族の帰国以外は、全く事態が進展しておらず、北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者の苦しみと、日本の地で帰りを待つ御家族の苦痛は筆舌に尽くし難い。

また、北朝鮮による拉致被害者として国が現在認定している17人以外にも、いわゆる特定失踪者を含め、北朝鮮によって拉致された可能性を否定できない未認定者も多数存在しており、真相究明が求められているところである。

しかしながら、平成18年以降、国は、首相を本部長とする対策本部を設置し、担当大臣を任命して被害者の救出に取り組んでいるものの、これまでのところ具体的成果を上げることができていない。

拉致問題は、重大な主権侵害であり、かつ、許し難い人権侵害であることは言うまでもない。本市にとっても、市内に拉致被害者の御家族がお住まいであり、一日も早い解決が待たれている。

このような状況の中、北朝鮮では昨年末に、最高指導者である金正日が死亡し、新体制へ移行したが、「拉致問題は解決済み」との主張を繰り返し、誠意ある対応を示してこなかった金正日が死亡したことは、後継である金正恩政権が不安定な状態であることと合わせ、拉致被害者救出の好機となり得ることから、国は、この機を逃さずに金正恩政権に強く働きかけ、北朝鮮を実質的交渉の場に引き出すべきである。

一方、指導者の交代による混乱で、拉致被害者に危害が及ぶことへの懸念もあることから、それに備えた対策も早急に検討しなければならない。

よって、国におかれては、この指導者交代の機を捉え、北朝鮮に対し我が国の姿勢を示し、全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣